
第1節 総務管理

1 行政機構図 (行政部 行政経営課)

別添 行政機構図 (R2.4.1) 参照

2 組 織 (行政部 行政経営課)

(1) 組織数の内訳

区分	本 庁 組 織						出 先 機 関 等						合計
	市長 部局	消防局	上 下 水道局	教 育 委員会 事務局	行政委 員会等	計	市長 部局	消防局	上 下 水道局	教 育 委員会 事務局	行政委 員会等	計	
局	11	1	1	1	1	15	7	—	—	—	—	7	22
部	43	4	5	5	4	61	12	8	—	2	7	29	90
課	106	8	12	16	4	146	120	27	—	10	—	157	303
係	228	17	58	25	4	332	232	77	—	8	—	317	649

- (注) 1. 市長部局の本庁組織の部には会計室を含む。
 2. 市長部局の出先機関等には区役所を含む。
 3. 行政委員会等とは、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、人事委員会事務局及び議会事務局をいう。
 4. 組織数には、担当部長及び担当課長を含まない。

(2) 組織数の変遷

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
局	22	22	22
部	89	88	90
課	302	302	303
係	646	647	649

3 審議会等（法律又は条例で設置されているもの）（行政部 行政経営課）

名称（設置根拠）	定数	構成	設置年月日	所管部課
情報公開審査会 （堺市情報公開条例）	7人以内	学識経験者等	平3.7.1	市政情報課
個人情報保護審議会 （堺市個人情報保護条例）	7人以内	学識経験者等	平15.1.1	〃
総合計画審議会 （堺市総合計画審議会条例）	35人以内	学識経験者、関係行政機関の職員、市議会議員等	昭56.4.1	政策企画部
PFI事業検討委員会 （堺市附属機関の設置等に関する条例）	事業ごとに10人以内	学識経験者等	平28.7.1	〃
国民保護協議会 （国民保護法）	37人以内	市長、関係行政機関の職員、市職員、学識経験者等	平18.4.1	危機管理課
災害弔慰金等支給審査委員会 （堺市災害弔慰金の支給等に関する条例）	5人以内	医師、弁護士等	令2.4.1	〃
防災会議 （災害対策基本法）	61人以内	市長、関係行政機関の職員、市職員、自主防災組織を構成する者、学識経験者等	昭38.11.1	防災課
堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会 （堺市長の倫理に関する条例）（堺市議会議員の倫理に関する条例）	13人	市議会議員、選挙権を有する市民	昭58.3.17	総務課
行政不服審査会 （行政不服審査法）	6人以内	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者	平28.4.1	法制文書課
公正職務確保審査会 （堺市職員及び組織の活性化に関する条例）	5人以内	弁護士、企業の経営に関し優れた識見を有する者、学識経験者等	平25.1.1	人事課
職員懲戒等審査会 （堺市職員及び組織の活性化に関する条例）	7人以内	総務局担任副市長、総務局長、学識経験者等	平25.4.1	〃
特別職報酬等審議会 （堺市特別職報酬等審議会条例）	10人以内	学識経験者、市内公共的団体等の代表者、市民	昭40.12.25	労務課
公務災害補償等認定委員会 （堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）	5人	学識経験者	昭43.1.31	労務課

（次頁へ続く）

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
公務災害補償等審査会 (堺市議会議員その他 非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条 例)	3人	学識経験者	昭43.1.31	労 務 課
職 員 医 療 審 査 会 (堺市附属機関の設置 等に関する条例)	10人以内	本市保健所の医師、産業医、主任 衛生管理者、労務課長、その他医 師	平25.3.19	〃
入 札 監 視 等 委 員 会 (堺市附属機関の設置 等に関する条例)	5人以内	学識経験者等	平25.3.19	契 約 課
プロポーザル方式等による設計業務等受託者 選定委員会 (堺市附属機関の設置 等に関する条例)	業務ごとに10人以内	学識経験者、本市が発注する建設 工事に関連する設計の委託業務 を担当する局の長の職にある者 等	平25.3.19	〃
プロポーザル方式による委託業務事業者選定 委員会 (堺市附属機関の設置 等に関する条例)	業務ごとに10人以内	学識経験者等	平25.3.19	調 達 課
市民人権局指定管理者 候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置 等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する 総括参事役又は参事役等	平25.3.19	市 民 人 権 総 務 課
消 費 生 活 審 議 会 (堺市消費生活条例)	14人以内	学識経験者、市議会議員、消費者、 消費者団体から選出された者、事 業者、事業者団体から選出された 者等	平22.4.1	消 費 生 活 セ ン タ ー
同 和 行 政 協 議 会 (堺市同和行政協議会 条例)	22人以内	本市における同和問題に精通する 者、人権擁護委員、人権教育推 進協議会に参画する者、市議会 議員等	昭52.12.27	人 権 企 画 調 整 課
人権施策推進審議会 (堺市平和と人権を尊重する まちづくり条例)	12人以内	学識経験者等	平19.8.1	〃
自由都市・堺 平和貢 献賞選考委員会 (堺市附属機関の設置 等に関する条例)	5人以内	学識経験者、国際平和に関し高い 識見を有する者等	平25.3.19	人 権 推 進 課
男女平等推進審議会 (堺市男女平等社会の 形成の推進に関する 条例)	15人以内	学識経験者、市民、事業者等	平14.10.1	男女共同参画 推 進 課

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
文化観光局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	9人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.3.19	観光企画課
スポーツ推進審議会 (スポーツ基本法)	20人以内	市議会議員、関係行政機関の職員、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体、自治会その他これに類する団体、青少年団体、女性団体から推薦された者、学識経験者等	昭46.9.30	スポーツ推進課
文化芸術審議会 (自由都市堺文化芸術まちづくり条例)	15人以内	学識経験者等	平27.4.1	文化課
文化財保護審議会 (文化財保護法)	10人以内	文化財に関し広くかつ高い識見を有する者	平3.4.1	文化財課
百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	7人以内	史跡の保存、管理、整備、活用等に関し、専門知識を有する者	平25.10.1	〃
博物館協議会 (博物館法)	10人以内	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	昭55.10.1	学芸課
環境審議会 (環境基本法)	25人以内	市議会議員、学識経験者等	平6.8.1	環境政策課
環境局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.3.19	〃
堺市プロポーザル方式によるESCO事業者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	事業ごとに10人以内	学識経験者等	平29.10.1	環境エネルギー課
環境影響評価審査会 (堺市環境影響評価条例)	15人以内	学識経験者	平18.12.22	環境共生課
廃棄物減量等推進審議会 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	20人以内	学識経験者、各種団体代表者、市議会議員、市職員等	平6.4.1	環境事業管理課
社会福祉審議会 (社会福祉法及び児童福祉法)	50人以内	市議会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験者	平8.4.1	健康福祉総務課

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
健康福祉局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25. 3. 19	健康福祉総務課
健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	10人以内	学識経験者その他保健福祉に関し優れた識見を有する者、生活福祉部長等	平25. 3. 19	〃
国民健康保険運営協議会 (国民健康保険法)	20人	被保険者の代表者、保険医又は保険薬剤師の代表者、公益の代表者、被用者保険等保険者の代表者	昭35. 4. 1	国民健康保険課
民生委員推薦会 (民生委員法)	14人	当該市町村の区域の実績に通ずる者	昭23. 7. 29	長寿支援課
地域介護サービス運営協議会 (堺市介護保険条例)	20人以内	被保険者、介護サービス等事業者、職能団体若しくは保健医療関係者、福祉関係団体その他公共的団体から推薦された者、学識経験者等	平18. 4. 1	地域包括ケア推進課
老人ホーム入所判定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	10人以内	本市の保健所長又は当該保健所長が推薦する者、本市の区域内に所在する養護老人ホームの施設長又は当該施設長が推薦する者、医師等	平25. 3. 19	〃
地域包括ケアシステム審議会 (堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例)	25人以内	学識経験者、市議会議員、保健医療関係団体から選出された者、介護関係団体から選出された者、市民団体から選出された者、地域福祉関係団体から選出された者等	平30. 12. 1	〃
介護認定審査会 (介護保険法)	500人以内	要介護者の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	平11. 10. 1	介護保険課
地域密着型サービス等事業者選定等審査会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	10人以内	学識経験者その他保健福祉事業に関し優れた識見を有する者、長寿社会部長等	平25. 3. 19	介護事業者課
障害者施策推進協議会 (障害者基本法)	30人以内	関係行政機関の職員、学識経験者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者等	平 6. 10. 1	障害施策推進課
障害支援区分認定審査会 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	60人以内	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	平18. 4. 1	障害者支援課
保健医療審議会 (堺市保健医療審議会条例)	23人以内	市議会議員、学識経験者、公共的団体等又は公共的医療機関の代表者	昭52. 6. 1	健康医療推進課

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会 (地方独立行政法人法)	5人以内	医療若しくは事業の経営に関し優れた識見を有する者、学識経験を有する者	平23.4.1	健康医療推進課
がん対策推進委員会 (堺市がん対策推進条例)	20人以内	がん患者及び家族等で構成される団体に属する者、保健医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等	平25.1.1	〃
精神保健福祉審議会 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	18人以内	精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者、精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加に関する事業に従事する者等	平18.4.1	精神保健課
精神医療審査会 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	10人以上	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者	平18.4.1	こころの健康センター
公害健康被害認定審査会 (公害健康被害の補償等に関する法律)	15人以内	医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者	昭49.9.1	保健医療課
保健所運営協議会 (地域保健法)	30人以内	学識経験者、医療関係団体から選出された者、関係行政機関の職員、市議会議員等	昭29.9.1 (平12.4.1再編)	〃
公害診療報酬審査委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	診療報酬の審査に関し学識経験を有する者等	平25.3.19	〃
小児慢性特定疾病審査会 (児童福祉法)	10人以内	小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師等	平27.3.17	〃
指定難病審査会 (難病の患者に対する医療等に関する法律)	8人以内	指定難病に関し学識経験を有する者(指定医である者に限る。)	平30.4.1	〃
感染症診査協議会 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	10人以内	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療、法律その他の学識経験を有する者等	平11.4.1	感染症対策課
予防接種協議会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	20人以内	医師、本市の職員	平25.3.19	〃
予防接種健康被害調査委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	医師、本市の職員	平25.3.19	〃

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
衛生研究所運営協議会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	15人以内	学識経験者、医師等	平25.3.19	衛生研究所
感染症発生動向調査委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	12人以内	学識経験者、医師等	平25.3.19	〃
子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.3.19	子ども企画課
子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	10人以内	学識経験者その他児童福祉に関し優れた識見を有する者、子育て支援部長等	平25.3.19	〃
子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援法)	20人以内	学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等	平25.7.1	〃
産業振興局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.3.19	産業政策課
中小企業者等支援事業審査会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	事業ごとに10人以内	中小企業等の事業活動に関し優れた識見を有する者、本市の職員等	平25.3.19	〃
特定商業施設適正活動審議会 (堺市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例)	10人以内	市民、事業者、学識経験者等	平16.4.1	商業流通課
大規模小売店舗立地審議会 (堺市大規模小売店舗立地審議会条例)	10人以内	学識経験者等	平18.4.1	〃
建築都市局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.3.19	都市政策課
都市計画審議会 (都市計画法)	20人以内	学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員等	昭44.7.16	都市計画課
土地利用審査会 (国土利用計画法)	5人以上 7人以内	土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	平18.4.1	〃

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
景 観 審 議 会 (堺市景観条例)	15人以内	学識経験者、公共的団体の代表者、市議会議員等	平 5 . 4 . 1	都 市 景 観 室
景 観 審 査 委 員 会 (堺市景観条例)	5 人以内	学識経験者等	平 23 . 12 . 1	〃
景 観 賞 選 考 委 員 会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	10人以内	学識経験者、公共的団体の代表者等	平 25 . 3 . 19	〃
住宅まちづくり審議会 (堺市住宅まちづくり審議会条例)	20人以内	学識経験者、市議会議員等	平 13 . 7 . 1	住 宅 まちづくり課
開 発 審 査 会 (都市計画法)	7 人	法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	平 12 . 4 . 1	建 築 安 全 課
建 築 審 査 会 (建築基準法)	7 人	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	昭 44 . 4 . 1	〃
中高層建築物等紛争調停委員会 (堺市開発行為等の手続に関する条例)	5 人以内	学識経験者等	平 15 . 10 . 1	〃
建設局指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8 人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平 25 . 3 . 19	建 設 総 務 課
公共事業評価監視委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8 人以内	公共事業に係る再評価及び事後評価に関し公正な判断をすることができる学識経験者等	平 25 . 3 . 19	土 木 監 理 課
交通安全対策会議 (交通安全対策基本法)	21人以内	市長、国の関係地方行政機関職員、大阪府職員、大阪府警察の警察官、市職員、教育長、消防局長	平 4 . 3 . 31	自 転 車 企画推進課
自転車等放置防止対策審議会 (堺市自転車等の放置防止に関する条例)	10人以内	学識経験者、公共的団体の代表者、関係行政機関の職員	昭 62 . 4 . 1	自 転 車 対 策 事 務 所

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 (堺市公園条例)	公募対象公園施設に係る公園ごとに10人以内	学識経験者等	平30.4.1	公園監理課
緑の政策審議会 (堺市緑の保全と創出に関する条例)	15人以内	市議会議員、学識経験者等	平22.9.1	公園緑地整備課
堺区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	堺区役所企画総務課
中区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	中区役所企画総務課
東区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	東区役所企画総務課
西区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	西区役所企画総務課
南区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	南区役所企画総務課
北区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	北区役所企画総務課
美原区役所指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.6.24	美原区役所企画総務課
美原区区民評議会 (堺市区民評議会条例)	15人以内	区域内において公益的な活動に従事する者、学識経験者、公募に応じた者等	平27.4.1	〃
教育委員会指定管理者候補者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者、指定管理を担当する総括参事役又は参事役等	平25.3.19	教育委員会事務局総務課

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

名 称 (設置根拠)	定 数	構 成	設置年月日	所管部課
学校職員健康審査会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	10人以内	副総括安全衛生管理者、産業医(総合管理担当)、精神保健担当医のうち教育委員会が指名する者、その他医師、教育委員会事務局の職員のうち教育委員会が必要と認めるもの	平29.4.1	教職員企画課
指導改善専門家等会議 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	5人以内	幼児、児童又は生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)の幼児、児童又は生徒の保護者(本市の区域内に住所を有する者に限る。)	平25.3.19	教職員人事課
教職員懲戒等審査会 (堺市職員及び組織の活性化に関する条例)	7人以内	教育監、教職員人事部長、学校教育部長、人事部長等	平25.4.1	〃
プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	8人以内	学識経験者等	平28.12.21	学校指導課
堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	15人以内	堺市立義務教育諸学校(教育委員会の所管に属する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。)の児童又は生徒の保護者、義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭、教育委員会事務局の職員	平25.3.19	〃
就学支援委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	15人以内	障害児に関する専門的知識を有する医師、特別支援教育に関し優れた識見を有する者、本市の区域内に存する特別支援学校の校長、市立児童発達支援センターの長、教育委員会の所管に属する小学校、中学校又は特別支援学校の校長、教育委員会の所管に属する小学校又は中学校の教諭で、特別支援学級を担任する者	平25.3.19	支援教育課
いじめ防止等対策推進委員会 (いじめ防止対策推進法)	7人以内	法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者	平26.7.1	生徒指導課
堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	7人以内	法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者	平30.10.1	〃

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

学校結核対策委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	15人以内	結核に関する専門的知識を有する医師、堺市医師会から選出された医師、市立学校の学校医、保健所長、健康部保健所に属する職員、市立小・中学校の校長、市立小・中学校の養護教諭	平25.3.19	保健給食課
図書館協議会 (図書館法)	10人以内	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	昭58.7.1	中央図書館課 中総務課
上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会 (堺市附属機関の設置等に関する条例)	業務ごとに10人以内	学識経験者等	平25.3.19	事業サポート課

4 一部事務組合 (行政部 行政経営課)

名称	構成団体	議員定数	設立年月日	事務局所在地	所管部課
大阪府都市競艇企業団	堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市	16人 (1人)	昭27.8.11	大阪市住之江区泉1-1-71 TEL 06-6682-6230	資金課
大阪広域水道企業団	大阪市を除く大阪府内の全42市町村	33人 (3人)	平22.11.2	大阪市中央区谷町2-3-12 TEL 06-6944-6862	上下水道局 経営企画室

(注) 議員定数の () の数は、堺市選出の議員数で内数である。

5 広域連合 (行政部 行政経営課)

名称	構成団体	議員定数	設立年月日	事務局所在地	所管部課
関西広域連合	2府6県4市 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)	39人 (2人)	平22.12.1	大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階 TEL 06-4803-5668	政策企画部 広域連携担当
大阪府後期高齢者医療広域連合	大阪府内の全43市町村	20人 (2人)	平19.1.17	大阪市中央区常盤町1-3-8 TEL 06-4790-2029	生活福祉部

(注) 議員定数の () の数は、堺市選出の議員数で内数である。

6 行革推進本部（行政部 行政経営課）

目 的	本市を取り巻く社会経済情勢の変化と行政需要の多様化に即応し、地域社会の活性化及び住民福祉の向上に資する行財政制度の確立を図る。
所 掌 事 務	行財政改革に係る方針及び計画の策定／計画等に係る具体的措置事項の策定及び実施／その他行財政運営の改善方策
組 織	「本部会議」 本 部 長 市長 副本部長 副市長 本 部 員 上下水道局長、教育長、技監、局長、区長 等 「幹事会」 幹事長 行政部長 幹 事 各局総務担当課長 等

7 本庁舎（行政部 総務課）

(1) 庁舎管理

所在地 堺区南瓦町3-1

敷地面積 14,096㎡

総延床面積 64,309㎡

区分	延床面積	構造	竣工年月日
本館	38,319㎡	地下3階地上12階建鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	平16.2.27
高層館	25,990㎡	地下4階地上21階建鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	平2.11.30

(2) 庁舎

庁舎は市民自治及び市民協働の拠点であり、市民にひらかれ親しまれる庁舎をめざすとともに、市政運営の中核機能として耐震性、また情報化等の機能を備え、市民サービスの向上と効率的な行政運営を行う。また、その立地から都心の元気で賑わいのあるまちづくりを先導する。



庁 舎

(庁舎建設の経過)

昭和56年2月	庁舎問題等審議会より「本庁舎立地問題について、現在地が総合的にみて最も妥当である」との答申を受ける。
57年2月	庁舎建設基本構想懇談会より「新庁舎基本構想」の答申を受ける。
61年5月	庁舎建設基本計画設計競技（コンペ）を実施する。
平成2年11月	第1期工事（高層館）完成
5年3月	第2期工事基本設計完了
9年3月	第2期工事实施設計完了
平成12年3月	第2期工事の実施設計の修正が完了
9月	第2期工事着工
16年2月	第2期工事完成
6月	庁舎整備工事着工
17年9月	庁舎整備工事完成

(3) 本庁舎市民駐車場

名称	所在地	面積（㎡）	収容台数（台）
堺市役所市民駐車場（地下）	堺区南瓦町3-1（本館地下2階）	2,083	48
	堺区南瓦町3-1（高層館地下1階及び地下2階）	1,385	22